

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和4年2月3日開催 全国信用組合中央協会〕

### 1. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検・事業者支援等について

- 年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に急拡大しており、34都道府県に対し、まん延防止等重点措置が適用されている。金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが引き続き求められる。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務についてはしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。
- また、日々、事業者の状況について伺っているが、
  - ・ 足許、オミクロン株の感染が拡大しているが、実質無利子・無担保融資などで手元資金に余裕のある事業者が多く、資金繰りに関する相談はそれほど無い状況が継続しているといった声が聞かれる一方で、
  - ・ 感染急拡大を受け、多くの飲食店や宿泊事業者において、キャンセルが発生しているといった声や、
  - ・ 各種製造部品の不足や、原油・建設資材等の原材料価格の高騰による影響を受けている事業者も多く、収益を圧迫しているといった声も聞かれる。
- 伴走支援型特別保証制度や事業再構築補助金に加え、1月31日に申請が開始された事業復活支援金等の政府支援施策も活用しつつ、営業現場の第一線まで事業者寄り添った支援をしっかりと浸透させ、引き続き、事業者の資金繰り支援や本業支援に取り組んでいただくようお願いしたい。

## 2. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 2021年12月24日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。
- 銀行を含む金融機関全体では、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続しているものの、信用組合では、同等規模・同形態でも、無保証融資割合に大きな差があるなど、取組状況に相当なばらつきが見受けられる。
- 金融庁としては、引き続き「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、個別にフォローアップヒアリングをさせていただく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても合わせて伺うことを考えている。
- 経営者保証については、2021年11月に閣議決定された経済対策でも挙げられるなど、社会的な関心の強い分野であり、改めて営業現場に浸透を図るなど、引き続き、更なる取組みをお願いしたい。

## 3. 成年年齢引下げに向けた対応について

- 民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳・19歳の若年者は、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになる。
- 金融庁において先般実施した実態調査によると、若年者へのカードローン提供について、複数の信用組合から「予定している」との回答があった。
- 若年者へのカードローン提供は、各金融機関の経営判断によるものと考えられるが、若年者については、一般的に、金融取引を含む社会経験が少ないことなどから、過大な債務を負うことのないよう、十分な配慮が必要。
- 成年年齢引下げ後においても、若年者が過大な債務を負うことにならないよう、適切に対応いただきたい。

#### 4. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

○ 「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めている。金融庁としても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正時などに、本意見交換会を通じ、円滑な旧姓による口座開設等への対応をお願いしてきた。

- 金融機関の利用者等より、旧姓による口座開設等に対する要望に加え、
- ・ 金融機関に対して、普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申し出たところ、「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなく、早急に新姓に名義変更する必要があると言われた、
  - ・ 身分証に旧姓が併記されているにもかかわらず、別途、口座を旧姓名義のままとする旨の申告書の提出が必要と言われたが、その必要性について、十分な説明がなされなかった

等といった、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が複数寄せられている。

○ 旧姓使用に対する社会的な要請の高まりも踏まえ、希望する顧客に対する適切な対応をお願いしたい。

具体的には、

- ・ 旧姓による口座開設等に可能な限り前向きに対応いただくほか、申し込みを受けた際の丁寧な顧客説明の徹底、
- ・ さらに、旧姓による口座開設等に真に必要な手続きや、旧姓名義で取引可能なサービス等に関するホームページでの周知など、積極的な情報発信を通じ、顧客からの十分な理解を得られるよう努めていただきたい。

○ 金融庁としても、関係省庁と連携しつつ、各金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施する予定なので、協力をお願いしたい。

## 5. 「Regional Banking Summit」の開催について

- 昨年度に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々に一堂に会していただき、地域金融について議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社の地方創生フォーラムとの共催で開催する。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2月11日から2月26日までの3週間にわけて、合計13のセッションを、日経チャンネルにて、オンライン配信。
- 今年度は、コロナ禍でも、実際の会場で行われるような視聴者相互の交流がなされ、新たなつながりや気づきに繋がることも期待して、単なる配信だけでなく、オンライン上の仮想空間で視聴者が相互交流できる仕組み（バーチャルシンポジウム会場）も提供。
- 今回も、多くの皆様から参加協力いただき、事業者支援やSDGs、金融リテラシー、金融機関職員の兼業副業といったさまざまなテーマを取り上げることとした。

## 6. REVICareer(レビキャリア)の積極的な活用等について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 2021年10月より、地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリア)」)は、本格稼働を開始。
- 内閣府が所管する「先導的人材マッチング事業」についても、同事業に対する高いニーズ等を踏まえ、令和3年度補正予算において、前年度の倍以上となる21億円が計上され、来年度も事業を継続する見通し。2月中にも、同事業に参画する地域金融機関等の募集を開始する。

## 7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等を対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

### 《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

## 《実質的支配者リストの開始について》

- 令和4年1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各組合において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

## 8. サイバーセキュリティ対策の強化について

### 《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallVI）について》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VI）」の結果について、後日、参加金融機関に還元する予定。
- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。
- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

## 9. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金等を提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。
- 金融庁では、2021年6月、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮という3つの柱で提言をまとめ、これに沿って対応を進めており、足許で動きのある点につき、紹介したい。

### 《金融機関の機能発揮》

- カーボンニュートラルの実現に向けた経済・産業・社会の構造変化は、中堅・中小企業を含む幅広い顧客企業の事業に影響を及ぼす可能性がある。これを踏まえると、地域金融機関を含む各金融機関において、顧客の気候変動等の対応を支援し、顧客企業の将来的な事業の成長・持続可能性につなげていくとともに、気候変動に関連する変化に強靱な顧客基盤を構築することが、金融機関自身の持続可能な経営の確保にとって極めて重要。このような観点から、金融庁として、金融機関における気候変動対応の実施に資するガイダンスを整備する方針であり、作業を進めている。
- その具体的な内容については、
  - ・ 地域金融機関を含む金融機関が、顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出など支援するに際し参考となる考え方・事例
  - ・ 特に大手金融機関等について、リスク管理を含めた金融機関自身の気候変動対応の在り方に係る、監督上の期待の2つを柱として盛り込むことを想定しているが、今後関係者ともよく相談させていただきたい。
- ガイダンスに止まらず、地域金融機関による企業支援に有用な情報や知見については、継続的に提供することが出来るよう、様々検討していきたい。

## 《市場機能の発揮》

### ①ESG 債の情報プラットフォーム

○ 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）が「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書を取りまとめ・公表した。ESG 債については、投資情報が散逸し投資に当たって実務上の課題がある等の点が有識者会議でも指摘されており、JPX の中間報告では、

- ・ 公募 ESG 債を対象に、発行情報、企業の戦略、外部評価等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPX として年央目途に立ち上げる、
- ・ 「プラットフォーム」では、「ESG 債」の情報に止まらず、地域金融機関の職員も含め、広く ESG に係る金融実務家の裾野の拡大に資するような教育コンテンツの提供・充実を進めていく

こととしている。

### ②ESG 評価機関

○ 企業の「ESG」の取組みなどを評価する「ESG 評価機関」について、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されていることから、2月、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、こうした ESG 評価機関等に期待される行動規範等について議論を進めていく。

○ 気候変動問題については、新たな資本主義の観点からも重要な取組みとして、政府としても、地域における脱炭素化やカーボンプライシング等の論点について方向を見出すべく、議論を進めている。我が国でもこうした検討など脱炭素化の動きが加速する中で、持続可能な地域経済の成長を実現していくためにも、地域金融機関の役割は大きいと考えており、引き続き、理解・尽力いただきたい。

## 10. 金融行政モニターについて

○ 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金

融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。

- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、平成 28 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 229 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただきたい。協会傘下金融機関及びその職員に周知いただきたい。

## 11. 2022 年の主要な国際動向について

- 2022 年の G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みについて、国際的な目線が活発に議論されることになる。

- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが見込まれていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、トランジションファイナンスと定義されるローンの具体的な内容について、その評価手法を含めた検討がなされると承知。
- 気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、本年中には中国・昆明で生物多様性に関する COP15 が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込み。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂（Diversity and Inclusion）の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各業界と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

（以 上）